

第1章 特定事業計画の策定にあたって

1 背景と目的

日立市は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、平成15年3月に「日立市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

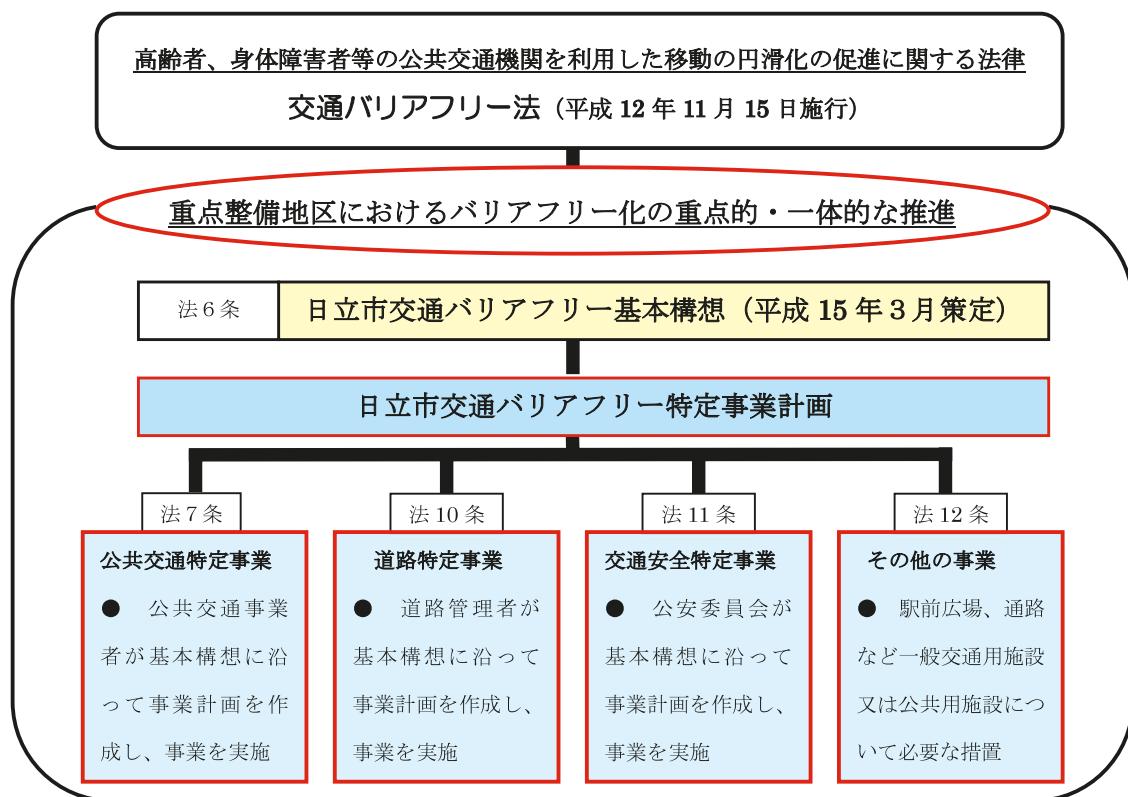
この基本構想の策定にあたっては、学識経験者をはじめとする日立市交通バリアフリー基本構想策定委員会を設置し、駅周辺における交通バリアフリーについて議論するとともに、まち歩き・駅歩き点検や市民アンケートを実施して、高齢者や障害のあるかたの幅広い意見を内容に反映させています。

「日立市交通バリアフリー基本構想」の実現化に向けては、交通バリアフリー法において、基本構想に即して「特定事業」を実施するための計画を作成し、これに基づき、実施することが義務付けられております。

「日立市交通バリアフリー特定事業計画」は、当該構想に位置付けられた移動円滑化を促進する施策について、具体的な事業計画を示すものです。

今後は、この計画に定めた交通バリアフリー施策を重点的かつ一体的に推進することにより、「誰もが安全、安心、快適に移動できる、ひとにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

2 特定事業計画の基本的枠組み



3 交通バリアフリーに関する考え方（理念）

■ 日立市の交通バリアフリーに関する考え方（理念）を以下の通り持つ。

① 駅周辺の交通バリアフリー化の推進

市内の各駅及びその周辺を対象に、交通に関わるバリアフリーを推進する。市内各駅周辺のうち早期整備の必要性が高い駅周辺については、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を推進する。

② 広域的な移動円滑化の推進

市民や来街者が、市内移動や市内外移動など広域的な移動が円滑になるよう、鉄道やバス等の車両およびバス停等のバリアフリー化を推進する。

③ 心のバリアフリー化の推進

高齢者や身体障害者等に対する理解や手助け、交通マナーに関するモラル向上のための啓蒙活動や教育活動の実施などを通じて、「心のバリアフリー化」のための積極的な協力の呼びかけを行っていく。

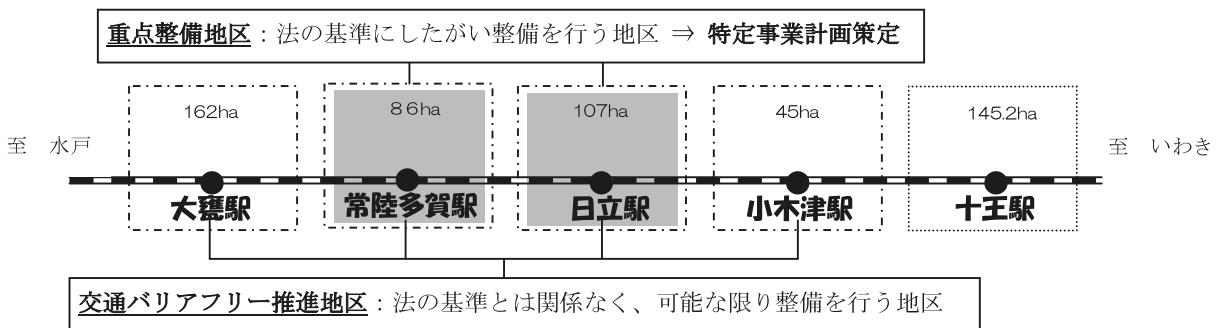
4 重点整備地区と移動円滑化のために実施する各種施策

日立市にとって、JR 4駅（日立、常陸多賀、大甕、小木津）周辺地区は、いずれも重要な交通拠点地区であり、「交通バリアフリー推進地区」を設定し、可能な限り交通バリアフリーを推進していきます。

そのなかでも「日立駅周辺」と「常陸多賀駅周辺」については、「重点整備地区」を設定し、基本構想において定められた各種施策を重点的かつ一体的に実施します。【参照: P 4 図1.1、P 5 図1.2】

* 十王駅周辺地区については、「人にやさしいまちづくり整備計画書（H14.2月策定）」に基づき交通バリアフリーを推進していきます。

交通バリアフリー推進地区と重点整備地区



重点整備地区の概要

地区名	駅乗降客数	地区面積	特定経路延長	準特定経路延長
JR 日立駅 周辺地区	24,060人/日	約 107ha	7,840m	1,510m
JR 常陸多賀駅 周辺地区	12,886人/日	約 86ha	5,380m	1,780m

* 駅乗降客数： 平成16年度 1日平均乗降客数

* 特定経路： 駅と各施設を結ぶ経路を「特定経路」と位置付け、連続的かつ統一された視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩行空間のバリアフリー化を推進します。

* 準特定経路： 地形的な状況などにより、交通バリアフリー法の基準に適合した歩行区間を確保するのは難しいが、可能な限りバリアフリー化を進める経路。

5 特定事業計画で定める事項

各事業者及び管理者は、「日立市交通バリアフリー基本構想」に位置付けられた移動円滑化のために実施する各種施策について、次に掲げる事項を定めます。

- 1) 特定事業を実施する施設
- 2) 実施すべき特定事業の内容及び実施予定期間
- 3) 事業の実施に際し配慮すべき重要事項

6 移動円滑化の目標年次

本計画における事業については、国が定めた基本方針及び「日立市交通バリアフリー基本構想」の目標年次を踏まえ、平成22年（2010年）を目標に交通バリアフリー化の事業を実施します。

なお、長期的な整備が予想される箇所については、平成22年以降も引き続き整備を行います。

《 移動円滑化のために実施する各種施策 》

— 図 1.1 — 日立駅周辺地区

■ 日立駅・駅前広場

○日立駅構内

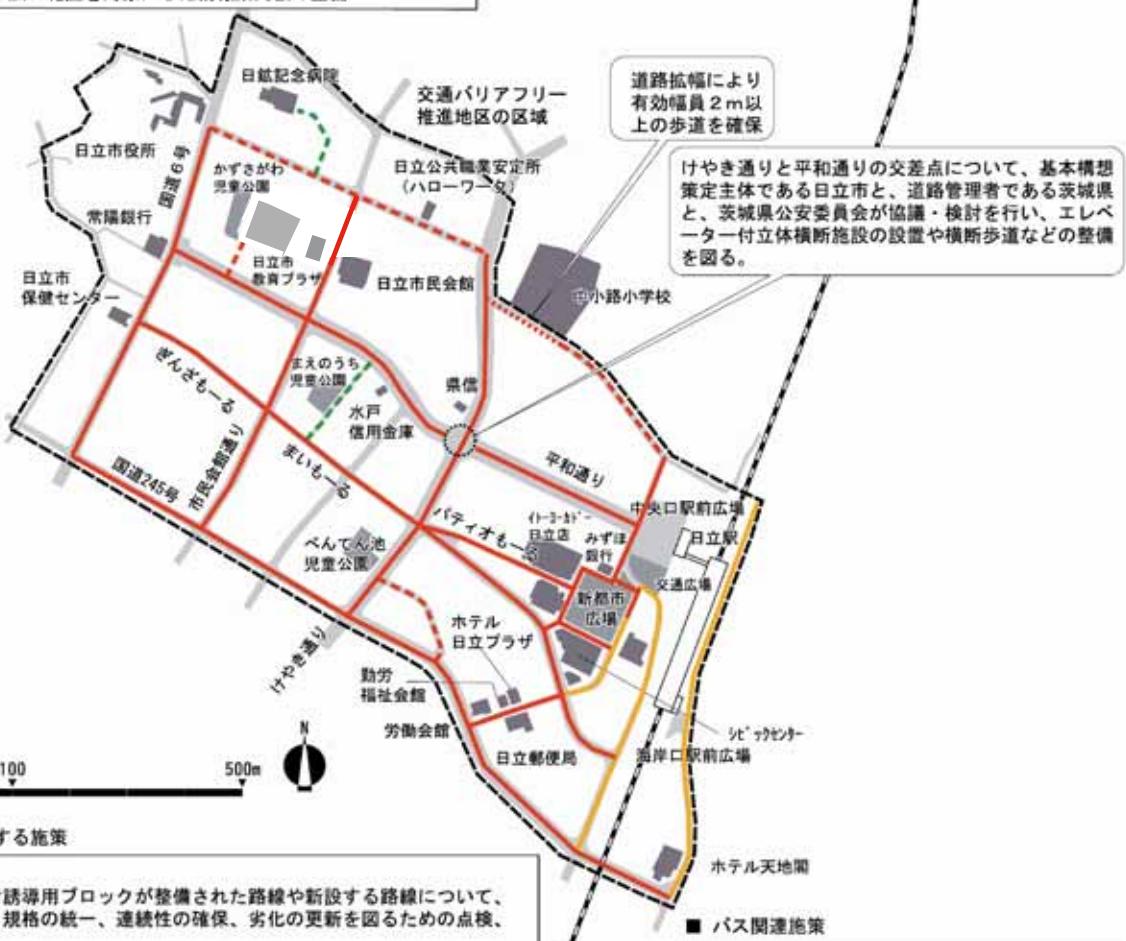
- 将来に向けて橋上駅舎化など駅舎改築の検討を行い段差の解消を図る
 - 緊急的な課題として、既存駅舎でエレベーター又はエスカレーターの設置の検討
 - 駅前広場から繋がる連続的な視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - 駅構内での身体障害者用トイレの設置
 - 視覚障害者に対する音声案内による情報案内の整備
 - ホーム上での視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - 駅構内の施設について案内板設置等による案内を充実
- 駅前広場
- 駅中央口駅前広場は、再整備にあわせて、適切な段差での整備や視覚障害者誘導用ブロックの改良、バリアフリー型の舗装の実施
 - 駅海岸口駅前広場は、連続的な歩行空間の確保と連続的な視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - 交通広場は、バリアフリー型の舗装を行い、路面の滑りやすさの改善
 - 駅周辺を中心に広い範囲を対象にした情報案内板の整備

■ 経路に関する施策

既に確保済	現道幅員内で確保	道路拡幅により確保
赤色	点線	有効幅員 2m 以上の歩道
黄色	点線	有効幅員 2m 未満の歩道
	破線	路面標示による歩行者空間確保

上記のうち、歩道の設置される経路（赤色、黄色）については、連続的かつ統一された視覚障害者誘導用ブロックを設置、改善

その他の主な施策内容 等



■ 地区全体に関する施策

○道路関連施策

- 既に視覚障害者誘導用ブロックが整備された路線や新設する路線について、ブロックの色・規格の統一、連続性の確保、劣化の更新を図るために点検、再整備の実施
- 主要な道路のグレーティングを細目のもの、すべりにくいもの等への改良
- 交通安全関連施策
- 信号交差点などの音声誘導装置、歩行者支援信号機などの設置の検討
- 違法駐車などの指導、取締り強化
- その他の施策
- 交通バリアフリー化の整備が図られた施設等について、有效地に活用されるよう適切な案内板の設置等による案内を実施する。
- パティオモーる、まいもーる、ぎんざもーるにおいてタウンモビリティの導入
- 商店街や大規模店舗、公共公益施設内の段差解消、視覚障害者等への案内の充実、道路から連続する視覚障害者誘導用ブロックの整備、施設内の車いすでの移動空間確保等の施設内のバリアフリー化の誘導
- 歩道上への看板、商品陳列等による歩道空間への障害を解消するために、商業者へ協力を求める。

■ バス関連施策

○バス車両

- 移動円滑化されたバス車両の代替
- 車いすスペースの設置
- 行き先案内の実施
- 停留所
- 見やすい時刻表の整備
- 必要に応じて、上屋の整備
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置
- 乗降サービス
- 乗降待機の向上、スロープ版等乗降機器運用の円滑な取り扱い
- 車内外放送の適切な実施、行先案内の確実な掲出
- 車いす固定の取り扱い

— 図 1.2 — 常陸多賀駅周辺地区

■ 常陸多賀駅・駅前広場

○ 常陸多賀駅構内

- 改札内でエレベーター又は車いす用エスカレーターの設置を始めとした段差解消
- 視覚障害者に対する音声案内による情報案内の整備
- 駅構内の施設について案内板設置等による案内を充実

○ 駅前広場

- 駅中央口駅前広場は、歩道の凹凸、歩道と車道の段差に対して再整備を図るとともに、連続的な視覚障害者誘導用ブロックの改良
- 歩道上の放置自転車等の撤去の強化
- 駅周辺を中心に広い範囲を対象にした情報案内版の整備

■ 経路に関する施策

既に確保済 現道幅員内で確保 道路拡幅により確保
— — —

有効幅員 2m以上の歩道

— — —

有効幅員 2m未満の歩道

— — —

路面標示による歩行者空間確保

上記のうち、歩道の設置される経路（赤色、黄色）については、連続的かつ統一された視覚障害者誘導用ブロックを設置、改善

その他の主な施策内容 等



■ 地区全体に関する施策

○ 道路関連施策

- 既に視覚障害者誘導用ブロックが整備された路線や新設する路線について、ブロックの色・規格の統一、連続性の確保、劣化の更新を図るための点検、再整備の実施
- 主要な道路のグレーティングを細目のもの、すべりにくいもの等への改良

○ 交通安全関連施策

- 信号交差点などの音声誘導装置、歩行者支援信号機などの設置の検討
- 違法駐車などの指導、取締り強化

○ その他の施策

- 交通バリアフリー化の整備が図られた施設等について、有効に活用されるよう適切な案内板の設置等による案内を実施する。
- 新設される（仮称）中部合同庁舎や、既存の公共施設建築物などで、施設内の段差解消、施設内の情報案内の充実

■ バス関連施策

※日立駅周辺地区と同様